



十二月十九日以後において利子補給承認のなされる農業経営負担軽減支援資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農業経営負担軽減支援資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則（平成二十一年十一月青森県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次のとおりとする」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ知事が別に定める」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 以西底びき網漁業（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十一年政令第六号）第一項第二号に掲げる漁業をいう。）又は近海かつお・まぐろ漁業（同令第一項第九号に掲げる漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）をいう。）を主として営む中小漁業者に貸し付けた資金
- 二 前号の中小漁業者以外の中小漁業者に貸し付けた資金

第五条中「に規定する」を「の規定により知事が別に定める」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、平成二十八年十二月十九日以後において利子補給承認のなされる漁業経営維持安定資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている漁業経営維持安定資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則を廃止する規則

青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則（平成七年十月青森県規則第七十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
きどクリニック	八戸市白銀三丁目六の一	平成二六・四・三〇
いちい薬局十和田店	十和田市大字二本木字北平一一〇の一	二六・三・四
ひまわり薬局小湊店	東津軽郡平内町大字小湊字下槻一四の七	二六・三・三

青森県告示第百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	よりみつ歯科クリニッ ク ふくろう薬局 いちい薬局十和田店	所 在 地	弘前市大字南城西二丁目五の三 弘前市大字代官町六五の二 三和田市大字三本木字北平一〇の三	指定年月日	平成二九・一・二〇 二九・一・一 二六・三・五
-----	--	-------	--	-------	-------------------------------

青森県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	医療法人孝信 会福原胃腸科 外科医院	主たる事務所の所在地	三戸郡田子町 大字田子字上 野ノ下タ九八 の七	居宅介護事業の種類	訪問リハ シヨントー ピリテー	居宅介護事業所	名 称	医療法人孝信 会福原胃腸科 外科医院	所 在 地	三戸郡田子町 大字田子字上 野ノ下タ九八 の七	指 定 年 月 日	平成 二六・三・一
---------	-----	--------------------------	------------	----------------------------------	-----------	-----------------------	---------	-----	--------------------------	-------	----------------------------------	--------------	--------------

青森県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	医療法人孝信 会福原胃腸科 外科医院	主たる事務所の所在地	三戸郡田子町 大字田子字上 野ノ下タ九八 の七	介護予防事業の種類	訪問リハ シヨントー ピリテー	介護予防事業所	名 称	医療法人孝信 会福原胃腸科 外科医院	所 在 地	三戸郡田子町 大字田子字上 野ノ下タ九八 の七	指 定 年 月 日	平成 二六・三・一
---------	-----	--------------------------	------------	----------------------------------	-----------	-----------------------	---------	-----	--------------------------	-------	----------------------------------	--------------	--------------

青森県告示第百二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ふくろう薬局 みはな薬局	所 在 地	弘前市大字代官町六五の二 八戸市湊高台五丁目二〇の二二	指定年月日	平成二九・一・一 二六・三・一
-----	-----------------	-------	--------------------------------	-------	--------------------

青森県告示第百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ひまわり薬局小湊店	所 在 地	東津軽郡平内町大字小湊字下槻一四の七	廃止年月日	平成六・三・三一
-----	-----------	-------	--------------------	-------	----------

青森県告示第百二十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十條第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 一四二〇	氏名又は名称	社会福祉法人やすらぎ会	住所	八戸市大字松館字八の九	事業名称	障がい者支援施設松館療護園	所在地	八戸市大字松館字八の九	業務開始年月日	平成二九・一・一	備考	生活介護
------	---------------	--------	-------------	----	-------------	------	---------------	-----	-------------	---------	----------	----	------

青森県告示第百二十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小

児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	一般財団法人愛成会弘前愛成会病院	所 在 地	弘前市大字北園一丁目六の二	指 定 年 月 日	平成二九・二・八
-----	------------------	-------	---------------	-----------	----------

青森県告示第百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	いづみや薬局	所 在 地	八戸市大字番町三五の一	指 定 辞 退 年 月 日	平成二九・三・一六
-----	--------	-------	-------------	---------------	-----------

青森県告示第百二十六号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年四月三日から同月十二日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 操業期間 平成二十九年五月一日から同年八月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をとする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第百二十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺一 沖見 一男	新深浦町第四区域	小型定置漁業
西津軽郡深浦町大字沢辺字山科九四の一 鶴田 輝実	新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字沢辺の区域	

青森県告示第百二十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
尻 尻	発起人の住所及び氏名		
	下北郡東通村大字尻尻字天神林三九の一 吉野 正男	平成二十九年 二月二十二日 から同年三月 八日まで	尻尻漁業協 同組合
	下北郡東通村大字尻尻字尻尻八の一 向井 正喜		
	下北郡東通村大字尻尻字小倉一〇の四 林 孝志		

公 告

都市計画事業の認可

弘前広域都市計画事業の認可について、平成二十九年二月八日東北地方整備局告示第二十九号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
弘前広域都市計画道路事業（三・四・二十号紺屋町野田線）
- 二 施行者の名称  
青森県
- 三 事務所の所在地  
青森市長島一丁目の一
- 四 事業地の所在  
1 収用の部分

青森県弘前市大字亀甲町、大字田茂木町及び大字田町一丁目地内  
2 使用の部分  
なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社真和鐵工所
- 二 代表者の氏名 工藤 真知子
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字姥范字菖蒲一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二八）第四〇〇一六九号
- 五 取消年月日 平成二十九年二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月二十二日

青森県警察本部長 大 塚 泰 博

- 一 物品等の名称及び数量 電子計算機等（青森県警察県内W A N端末等）賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 青森県警察本部警務部会計課 青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日 平成二十九年一月十九日
- 五 落札者の名称及び住所 株式会社青森電子計算センター 青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 落札金額 百二十五万二百八円
- 七 落札者を決定した手続 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日 平成二十八年十二月九日

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭